

県政経営会議資料
令和6年(2024年)8月27日
商工観光労働部
イノベーション推進課

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立陶芸の森について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するとともに、陶芸館の観覧料を無料とする対象者を拡大するため、滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」という。）、高等学校もしくは中等教育学校の後期課程の生徒、18歳未満の者ならびに県内の幼稚園または保育所等の行事として観覧する乳児または幼児（以下「乳児等」という。）の引率者について、陶芸館の常設展示の観覧料を無料とする対象者に加えるとともに、介護者ならびに乳児等およびその引率者について、陶芸館の企画展示の観覧料を無料とする対象者に加えることとします。（第1条による改正後の別表関係）
- (2) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（第2条による改正後の別表関係）
- (3) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。ただし、(1)は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新																					
本則・付則 省略 別表（第12条、第18条関係） 1 陶芸館 (1) 観覧 ア 常設展示		本則・付則 省略 別表（第12条、第18条関係） 1 陶芸館 (1) 観覧 ア 常設展示																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 高等学校、中等教育学校（後 期課程に限る。）もしくは大 学の生徒もしくは学生または これらに準ずる者（以下「生 徒等」という。）</td> <td>円 1人1回につき 270</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 480</td> </tr> <tr> <td>団体（20人以 生徒等 上）</td> <td>同 220</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 380</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	個人 高等学校、中等教育学校（後 期課程に限る。）もしくは大 学の生徒もしくは学生または これらに準ずる者（以下「生 徒等」という。）	円 1人1回につき 270	その他の者	同 480	団体（20人以 生徒等 上）	同 220	その他の者	同 380	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 大学の学生またはこれに準ず る者（以下「学生等」という。）</td> <td>円 1人1回につき 270</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 480</td> </tr> <tr> <td>団体（20人以 学生等 上）</td> <td>同 220</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 380</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	個人 大学の学生またはこれに準ず る者（以下「学生等」という。）	円 1人1回につき 270	その他の者	同 480	団体（20人以 学生等 上）	同 220	その他の者	同 380
区分	金額																						
個人 高等学校、中等教育学校（後 期課程に限る。）もしくは大 学の生徒もしくは学生または これらに準ずる者（以下「生 徒等」という。）	円 1人1回につき 270																						
その他の者	同 480																						
団体（20人以 生徒等 上）	同 220																						
その他の者	同 380																						
区分	金額																						
個人 大学の学生またはこれに準ず る者（以下「学生等」という。）	円 1人1回につき 270																						
その他の者	同 480																						
団体（20人以 学生等 上）	同 220																						
その他の者	同 380																						
イ 省略		イ 省略																					
注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基 本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。 以下同じ。）、小学校、中学校、義務教育学校もしくは中等教育学		注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基 本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。 以下同じ。）、 <u>障害者の観覧のために介護を行う者（以下「介護者」と</u>																					

校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 障害者が企画展示を観覧する場合は、当該障害者については、無料とする。

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

いう。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および18歳未満の者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

（削除）

2 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があった施設（以下「保育所等」という。）の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

3 障害者および介護者が企画展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

4 県内の幼稚園等の児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所等の乳児もしくは幼児が幼稚園等または保育所等の行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

6 省略

(2) 省略

2 省略

5 省略

(2) 省略

2 省略

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																				
本則・付則 省略 別表（第12条、第18条関係） 1 陶芸館 (1) 観覧 ア 常設展示	本則・付則 省略 別表（第12条、第18条関係） 1 陶芸館 (1) 観覧 ア 常設展示																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 大学の学生またはこ れに準ずる者（以下 「学生等」という。）</td> <td>円 1人1回につき <u>270</u></td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>480</u></td> </tr> <tr> <td>団体（20人以上） 学生等</td> <td>同 <u>220</u></td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>380</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	個人 大学の学生またはこ れに準ずる者（以下 「学生等」という。）	円 1人1回につき <u>270</u>	その他の者	同 <u>480</u>	団体（20人以上） 学生等	同 <u>220</u>	その他の者	同 <u>380</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人 大学の学生またはこ れに準ずる者（以下 「学生等」という。）</td> <td>円 1人1回につき <u>280</u></td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>500</u></td> </tr> <tr> <td>団体（20人以上） 学生等</td> <td>同 <u>230</u></td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td>同 <u>400</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	個人 大学の学生またはこ れに準ずる者（以下 「学生等」という。）	円 1人1回につき <u>280</u>	その他の者	同 <u>500</u>	団体（20人以上） 学生等	同 <u>230</u>	その他の者	同 <u>400</u>
区分	金額																				
個人 大学の学生またはこ れに準ずる者（以下 「学生等」という。）	円 1人1回につき <u>270</u>																				
その他の者	同 <u>480</u>																				
団体（20人以上） 学生等	同 <u>220</u>																				
その他の者	同 <u>380</u>																				
区分	金額																				
個人 大学の学生またはこ れに準ずる者（以下 「学生等」という。）	円 1人1回につき <u>280</u>																				
その他の者	同 <u>500</u>																				
団体（20人以上） 学生等	同 <u>230</u>																				
その他の者	同 <u>400</u>																				
イ 省略	イ 省略																				
注 省略	注 省略																				
(2) 特別観覧	(2) 特別観覧																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>熟覧</td> <td>円 1点1日につき <u>1,450</u></td> </tr> </tbody> </table>	熟覧	円 1点1日につき <u>1,450</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>熟覧</td> <td>円 1点1日につき <u>1,520</u></td> </tr> </tbody> </table>	熟覧	円 1点1日につき <u>1,520</u>																
熟覧	円 1点1日につき <u>1,450</u>																				
熟覧	円 1点1日につき <u>1,520</u>																				

模写		同 <u>2,900</u>
模造		同 <u>2,900</u>
撮影	モノクローム	1点1回につき <u>2,900</u>
	カラー	同 <u>5,820</u>
原版使用	モノクローム	原版1枚1回につき <u>1,450</u>
	カラー	同 <u>2,900</u>

注 省略

2 創作研修館

(1) 創作研修活動受講料 1人1月につき36,600円。ただし、月の中途において受講を開始し、または終了した者の受講料は、日割りによって計算した額とする。

(2) 宿泊施設

ア 陶芸作品の創作に関する研修に伴い使用する場合

区分	金額
洋室（1人部屋）	円 1室1月につき <u>19,300</u>
洋室（2人部屋）	同 <u>25,100</u>

注 省略

イ 省略

模写		同 <u>3,050</u>
模造		同 <u>3,050</u>
撮影	モノクローム	1点1回につき <u>3,050</u>
	カラー	同 <u>6,110</u>
原版使用	モノクローム	原版1枚1回につき <u>1,520</u>
	カラー	同 <u>3,050</u>

注 省略

2 創作研修館

(1) 創作研修活動受講料 1人1月につき38,400円。ただし、月の中途において受講を開始し、または終了した者の受講料は、日割りによって計算した額とする。

(2) 宿泊施設

ア 陶芸作品の創作に関する研修に伴い使用する場合

区分	金額
洋室（1人部屋）	円 1室1月につき <u>20,300</u>
洋室（2人部屋）	同 <u>26,400</u>

注 省略

イ 省略

(3) 窯業設備

区分				金額		
窯業用焼成炉	電気窯	10キロワット	素焼	円 1回につき <u>5,390</u>		
			本焼	同 9,680		
		50キロワット	素焼	同 15,900		
			本焼	同 31,500		
	ガス窯	0.1立方メートル	素焼	同 2,790		
			本焼	同 3,020		
		0.4立方メートル	素焼	同 3,080		
			本焼	同 3,630		
		0.8立方メートル	素焼	同 3,860		
			本焼	同 4,970		
	5.2立方メートル		素焼	同 12,500		
			本焼	同 20,400		
登窯			同 75,300			
穴窯			同 63,700			
電気テスト窯			同 1,360			
小型穴窯			同 28,000			

(3) 窯業設備

区分				金額		
窯業用焼成炉	電気窯	10キロワット	素焼	円 1回につき <u>5,400</u>		
			本焼	同 9,680		
		50キロワット	素焼	同 15,900		
			本焼	同 31,500		
	ガス窯	0.1立方メートル	素焼	同 2,840		
			本焼	同 3,080		
		0.4立方メートル	素焼	同 3,130		
			本焼	同 3,680		
		0.8立方メートル	素焼	同 3,910		
			本焼	同 5,020		
	5.2立方メートル		素焼	同 12,600		
			本焼	同 20,400		
登窯			同 79,100			
穴窯			同 63,800			
電気テスト窯			同 1,360			
小型穴窯			同 28,000			

金山式穴窯	同 <u>120,000</u>
灯油薪併用平地窯	同 <u>6,280</u>
ビードロ焼成用薪窯	同 <u>6,280</u>
両たき式角窯	同 <u>21,400</u>

注 省略

金山式穴窯	同 <u>121,000</u>
灯油薪併用平地窯	同 <u>6,370</u>
ビードロ焼成用薪窯	同 <u>6,370</u>
両たき式角窯	同 <u>22,500</u>

注 省略